



中小企業者等向け

新型コロナ中小企業者等特別応援金第2弾の受付を 10月1日（金曜日）から開始します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上が大きく減少した県内の中小企業者等のうち、国の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（8月分又は9月分）」を受給していない事業者の皆様を対象に特別応援金を支給します。

1 支給金額

2021年8月又は9月の事業収入等について、2019年又は2020年の同月と比較して、減少した額を特別応援金で支援します。

中小法人等 上限額 40万円

個人事業者 上限額 20万円

※申請は1事業者につき1回限りです

2 支給対象

長野県内の幅広い業種の中小企業者等が対象です。（以下、主な要件）

- ①【法人等】長野県内に本店等があり、長野県内で法人税を納税していること
【個人事業者】長野県内に住所があり、長野県内で事業収入等の確定申告または住民税申告を行っていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年8月又は9月のいずれかの月の事業収入等が、2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること
- ③ 国の月次支援金の8月分・9月分のいずれか又は両方を受給していないこと
（申請している場合の特別応援金の支給は、月次支援金の結果判明後になります）
- ④ 公共法人・地方公共団体が50%以上出資する法人・政治団体に該当しないこと
- ⑤ 被扶養者に該当しないこと

3 申請受付期間

2021年10月1日（金）～2021年11月30日（火）（11月30日の消印有効）

4 申請方法等

- ・申請書類は、事務局ホームページ（<https://www.shinshu-ouen.jp/>）、県ホームページ又は下記の窓口にて入手いただけます。
産業・雇用総合サポートセンター（地域振興局商工観光課）、商工会議所、商工会の窓口
- ・申請書の提出は郵送でお願いします。（郵便物の追跡ができる簡易書留などでご提出ください）

宛先：〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル8階

長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金（第2弾）事務局

5 お問い合わせ先

長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事務局（委託先：（株）JTB長野支店）

電話番号：026-262-1807

受付時間：午前9時15分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

産業労働部 産業政策課 企画担当
（課長）合津 俊雄 （担当）足立 昌洋
電話 026-232-0111（代表）内線 4656
026-235-7219（直通）
FAX 026-235-7496
E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp